

消えたふるさと，使われない水

——徳山ダム建設反対運動裁判資料から
ダムの必要性を問い直す

川田 恭子

はじめに

- 1 ダムは必要なのか——水余り状況と中止されない巨大ダム
- 2 徳山ダムの概要
- 3 徳山ダム建設の背景——消えたふるさと徳山村
- 4 徳山ダム建設反対運動と記録

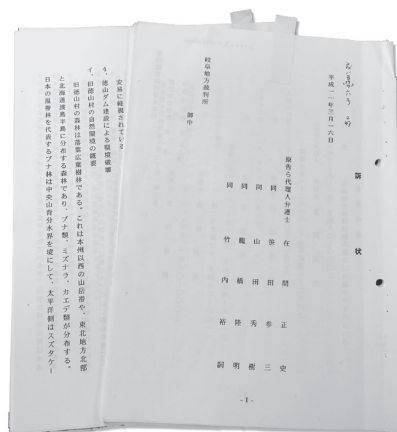
おわりに

はじめに

法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズが所蔵する「徳山ダム建設反対運動裁判」資料群は、徳山ダム建設中止を求める会の活動の一環として争われた裁判闘争の記録である。裁判の流れに沿って記録が作成されているため、資料群の作成プロセスを見ていくことで運動の動きが理解できるという特徴を持つ。この資料群の背景となる徳山ダム建設と反対運動の流れを追いながら、裁判の展開を学びつつ、ダム自体の意義が問われているいま、その再検討をおこなうためにも、1つの事例として徳山ダム建設反対運動裁判資料を見ていきたい。

本資料群の作成主体であり、裁判の原告となった徳山ダム建設中止を求める会（代表：上田武夫，以下「求める会」）は、1995年12月25日に発足、2011年12月末日をもって休会を宣言した。求める会の運動のなかで、1999年から2007年にかけて徳山ダム建設反対にかかわる2つの訴訟（住民訴訟と行政訴訟）が同時に進められた。1つめの住民訴訟は、徳山ダムの建設費用が一般会計から支払われるのはおかしいとして公金支出差止を求めた訴訟である。2つめの行政訴訟は、徳山ダム事業には利水面でも治水面でも費用対効果が薄く、建設による負荷（費用負担・環境破壊）がダムによる利益を上回るとして土地収用法にもとづく建設事業認定の取り消しを

図1 訴状（資料ID：0010-P-0001-4）



求めた事業認定取消訴訟である。この裁判の記録が2011年8月11日、求める会の事務局を担う近藤ゆり子氏を介して裁判の原告側の弁護士であった山田秀樹氏と在問正史氏により寄贈された⁽¹⁾。

この資料群をより理解するために、まず日本におけるダムの現状と徳山ダム建設の背景と概要、そしてなぜ求める会は建設反対のための訴訟を起こしたのかを概説する。そのうえで、裁判のなかでどのように記録がつくられるのか、裁判記録の特徴の大枠をとらえながら本資料群の形成と内容についてみていき、ダム反対運動の記録を考察する。

1 ダムは必要なのか——水余り状況と中止されない巨大ダム

なぜ徳山ダム建設反対運動は起きたのか。そこには、ダムの必要性に対する問いかけがある。2019年10月の台風19号による豪雨は、ハツ場ダム試験湛水開始から約1週間のことだった。一晩で満水まで水位をあげたハツ場ダムの姿はメディアで報道され、虚実いりまじった報がインターネット上を駆けめぐった。「コンクリートは人を守った」「試用期間にもかかわらず住民を守った。ありがとう」、はたしてダムとはそんな無邪気に信じられるものだろうか。ダム湖の貯水に誘発された地すべりによりダムの堤体を超えて起きた津波で2,600人以上の死者をだしたイタリアのバイオントダム。正式な死者数が半世紀以上たっただけでも把握できない未曾有の人災が起きたのは1963年。徳山ダム建設計画が発表された1957年から建設のはじまったダムは、わずか6年後に大災害を引き起している。2020年5月19日コロナ禍のアメリカ・ミシガン州で豪雨によりエデンビルとサンフォードの2ダムが決壊し、ミッドタウンの街は1.5mの浸水、1万人以上が避難した。ミシガン州知事は「100年に一度の感染症流行に加え500年に一度の洪水が起きた」と語り、被災地の避難所では感染リスクが高まり、さらなる被害拡大が問題となっている⁽²⁾。ダムによる水のコントロールが崩壊したとき、自然の驚異を超えた被害が生じるのである。

日本におけるダムの数は、約3,000か所と言われている⁽³⁾。ICOLD（国際大ダム会議）の国別のダム数を比較すると、日本は、中国（23,841）、アメリカ（9,263）、インド（4,408）に次ぐ数字（3,130）である⁽⁴⁾。国土の比率を見れば、日本にはダムがひしめきあっているのがわかるだろう。

脚注内のURLはすべて、2020年9月30日最終閲覧。

(1) 0010 徳山ダム建設反対裁判資料, 0011 徳山ダム建設反対裁判（住民訴訟関係）資料 (<https://k-archives.ws.hosei.ac.jp/document/>)。

(2) https://www.afpbb.com/articles/-/3284062?cx_part=search (AFP通信, 2020年5月21日), <https://www.bloomberg.com/news/articles/2020-05-20/dow-activates-emergency-operations-after-dam-breaks-in-michigan> (Bloomberg, 2020年5月20日)。

(3) 水源開発問題全国連絡会（水源連）のサイトでは、財団法人日本ダム協会のダム便覧2003などを引用しながら、ダムの総数の表記は一定ではないとしつつも「約3,000カ所」としている。また、国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所のサイトでは、「日本では、法律の上で高さが15m以上あるものをダムと呼んで……中略……全国で3,091ダムあります」としている。<http://suigenren.jp/damproblem/faq/>（水源連）, http://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/01dam/answer/a_09.html（国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所）。

(4) https://www.icold-cigb.org/article/GB/world_register/general_synthesis/number-of-dams-by-country-members (INTERNATIONAL COMMISSION ON LARGE DAMS), ただし、ダム数一覧に年度表記はなく、コメントで数値は毎年更新されるとなっている。

一方で、国土交通省水資源部作成の生活用水使用量の変化を示したグラフによると、1998年ごろをピークに1人当たりの生活用水の使用量はさがってきている⁽⁵⁾。たとえば東京都水道局のデータを見ると東京都の保有する水源量は1日当たり630万m³になり、1日の水道使用量は平均413万m³という。1日当たり217万m³の水が余っている計算になる⁽⁶⁾。工業用水も1965年から2000年にかけて約3倍に増加したというが、水の再利用が促進されたことで1973年をピークに減少している。たとえば、倉敷市にあるJFEスチールでは、製鉄の際に冷却などで利用する膨大な量の水を93.5%再利用しているという⁽⁷⁾。農業や畜産業の水使用量もほぼ横ばいを保っている。こうした数値を見ると、水の使用量はゆるやかに減少している。

このように、水の使用量が漸減し水余り状況が起きつつあるなかで、90年代半ばよりダム見直しの議論は起きているが、群馬県のハツ場ダム、長崎県の石木ダム⁽⁸⁾と多大な犠牲を払うダムの建設が続けられている。

2008年に完成した総貯水量日本一を誇る徳山ダムも水余りを指摘されながら建設され、生活用水、工業用水としてはほとんど水が使われていないダムの1つである。徳山ダム建設中止を求める会事務局長の近藤ゆり子氏は、「今ある大きなダムはほとんど半世紀以上前、1950年代、60年代の計画です。皮肉を込めて、実際にそれが動きだした時は、実はダムはいらなくなっていた。けれども、動きだした公共事業は止まらない。徳山ダムは残念ながら、その一例です」⁽⁹⁾と語っている。

2 徳山ダムの概要

(1) ダムの役割と種類

日本におけるダムの定義は、河川法第44条の「河川の流水を貯留し、又は取水するため第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のもの」となっている。

ダムの建設の目的は、おもに次の3つがあげられる（表1）。

表1 ダムの種別

目的	ダムの種類	ダムの事例
利水	農工業用ダム、水道用ダム、発電用ダム	小河内ダム、黒部ダム等
治水	洪水対策、河川調整ダム	姉川ダム、佐幌ダム等
多目的	利水と治水を兼ねたもの	二風谷ダム、宮ヶ瀬ダム、ハツ場ダム等

(5) https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk2_000014.html（国土交通省）。

(6) <https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/faq/qa-14.html>（東京水道局）、<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/suigen/antei/02.html>（東京水道局）、<https://yamba-net.org/gaiyou/demand/>（ハツ場あしたの会）。

(7) 「JFEグループCSR報告書2019」（2019年10月発行）には、「2018年度における工業用水の循環率は93.5%」とある。ただし、2019年12月13日訪問時は、水循環の再利用は98%であり、新たに河川から水を利用するのはわずか2%と聞いた。

(8) 石木ダム建設反対運動は、いまこのときも続いている。くわしくは「石木川まもり隊」<http://ishikigawa.jp/>参照。

(9) 2011年1月30日開催「環境アーカイブズとサステイナビリティの探求」『第13回サス研フォーラム講演記録集（13）』より。

ダムの種類は、建設方式によっておよそアースダム、ロックフィルダム、コンクリートダム（アーチ式、重力式等）の3つにわけられる。アースダムは土を盛ってつくるものでかんがい用のため池などにも使われる。ロックフィルダムは、岩石をおもな築堤材料としてつくるもので、徳山ダムはこの形式をとっている。そして、コンクリートを主材料としているコンクリートダムの代表例としてあげられるのが、アーチ式は黒部ダム、重力式ならば宮ヶ瀬ダムなどである。また、これらを組み合わせた複合式ダムも存在している。

（2）巨大ダム建設とダム建設反対運動

近代日本の河川行政は、1896年制定の河川法（旧河川法）にはじまり、1964年の河川法全面改正（新河川法）により治水、利水の両面から川の水系全体を管理していくようになっていった⁽¹⁰⁾。

新河川法制定の議論がなされていたころは、1950年の朝鮮戦争特需により増大した電力供給の求めや1959年の伊勢湾台風被害による喫緊の治水課題などに応えるため、水力発電用、治水用のダム建設が急務とされた。さらに、日本の高度経済成長期とも重なり、電力と治水とともに、都市部の工業用水、生活用水の急増による利水も求められるようになった。この時期に建設されたダムの代表例は、1963年に完成し小説『黒部の太陽』（木本正次著、講談社、1967）で有名な富山県の黒部ダムである。正式名称を黒部川第四発電所ダムと言い、関西電力の水力発電用ダムとしてつくられた。同様に、発電や洪水調整のための多目的ダムとしてつくられた福井県の九頭竜ダム（着手1962／竣工1968）、岐阜県の御母衣ダム（着手1957／竣工1961）、新潟県の奥只見ダム（着手1953／竣工1960）などがあげられる。徳山ダム建設計画が発表された1957年も、日本の高度経済成長と重なっている。

こうした時代の要請にしたがって各地で起きた巨大ダムの建設計画や着工により、建設予定地では住民による反対運動が起きた。大規模なものは、蜂の巣城闘争と呼ばれる九州・下笠ダム建設予定地での反対運動である。室原知幸⁽¹¹⁾氏を中心とした闘争は、水没地だけの運動ではなく全国に波及する市民運動として展開を見せた。さらに、室原氏が70回もの裁判闘争をおこなったことで、行政にも多大な影響を与え、河川法、土地収用法⁽¹²⁾などが改訂された。

もう1つ、徳山ダム反対運動に大きな影響を与えたのは、公共事業の見直しを全国に波及させた長良川河口堰反対運動である。1963年、日本最後のダムのない天然河川だった長良川の河口に工業地域への利水のために河口堰がつけられる計画が立てられた。この河口堰への反対運動は、自然保護運動としてだけでなく政治闘争として国や県を相手に闘った。求める会は、この長良川河口堰反対運動の経験からつくられている。同じ木曾川水系（木曾川、長良川、揖斐川の3川）の運動で

(10) 藤本穰彦「近代河川行政の成立と水利権——「川」と「水」のマネジメントに関する基礎的考察」『社会と倫理』第31号、2016年、pp.151-163。竹村公太郎「日本の近代化における河川行政の変遷——特にダム建設と環境対策」『日本水産学会誌』73(1)、2007年、pp.103-107。

(11) 室原知幸（1899-1970）。下笠ダム建設予定地に蜂の巣城と呼ばれた城塞のようなバリケードを設置し、反対運動を主導した。運動を通して「公共事業は理に叶い、法に叶い、情に叶わなければならない」という言葉を遺している。

(12) 公共の利益となる事業に必要な土地が利用上適正かつ合理的であるとき収用できるとして、1951年法律第219号として制定された。河川法にもとづくダム事業も土地収用ができる公益性のある事業の1つとされている。

あり、先達の運動に学びながら反対闘争を展開したのである。

ダムの影響は水没地に限定されるわけではない。ダムの建設費は膨大であり、それを数十年先まで負担していくのは水域の住民である。加えて、ダム建設が本格化した90年代には、計画当初必要とされた都市用水、工業用水の需要が減っており、水道水としてダムの水を売りにだして建設費を回収することは不可能になっていた。必要のないダムをつくるために、環境が破壊され、市民の税金が浪費されることに異議を唱えたのが徳山ダム建設反対運動だったのである。

（3）徳山ダム概要

徳山ダムは、建設計画から半世紀以上が経過した2008年に完成したロックフィルダムである。当初は発電用のダムとして計画されたが、時代の変化により多目的ダムとして建設された。ダムに沈んだ揖斐郡徳山村⁽¹³⁾の名を由来として、徳山ダム、徳山湖と名づけられたのである。

揖斐川の最上流部であり福井県と岐阜県の県境である揖斐郡揖斐川町に位置し、ダム湖（徳山湖）からは揖斐川の源流である冠山^{かんむりやま}をのぞみ、左岸にはダム建設により水没した徳山村の幹線道路の付替道路として建設された岐阜県から福井県に抜ける国道417号が通る。徳山村の中心地だった本郷地区を見下ろせる場所に徳山会館というダム計画により移転した村民たちが集える施設も建てられている。

表2 徳山ダム概要

所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町 名神高速大垣 IC から車で約80分（約60km）
管理主体	独立行政法人水資源機構 ダム事業者：中部地建→水機構ダム事業部、本体施工者：熊谷組・大成建設・青木建設
河川・水系	揖斐川 木曾川水系
ダム湖名称	徳山湖（とくやまこ）
流域面積	254.5 km ² （湛水面積13 km ² 、ナゴヤドーム約270倍）
水没面積	水没総面積1,520ha、水没戸数511戸、水没農地面積134ha
建設計画から完成	1957～2008年
建設費用総額	約3350億円（付替道路等建設費用含む）
型式等	中央遮水壁型ロックフィルダム（土、岩石を積みあげてつくるダム。使われた土・岩石量、およそ10トントラック294万台分）。堤高161m、堤頂長427.1m、堤頂標高406m、堤体積1370万m ³ 、満水位標高400m
総貯水容量	6億6000万m ³ （浜名湖の2倍、日本一）
ダムの用途	多目的ダム（治水〔洪水調整、揖斐川の水量調整〕、利水〔名古屋等揖斐川下流域の生活用水、工業用水利用〕、水力発電）
ダム周辺施設	揖斐川町徳山会館（ダムサイトより車で10分、約4km。旧徳山村の歴史・文化を伝えるための施設。展示室、レストラン、宿泊施設あり）

独立行政法人水資源機構 徳山ダム管理所サイト（<https://www.water.go.jp/chubu/tokuyama/>）参照

（4）徳山ダム建設経緯

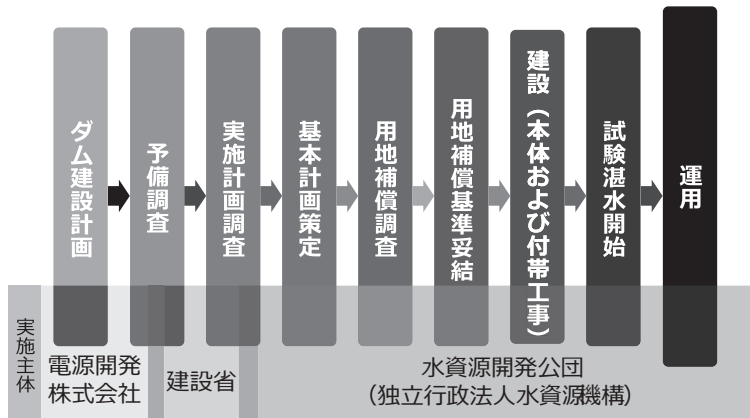
計画当初は、水力発電用のダムとして電源開発促進法によって設立された電源開発株式会社によ

(13) 1987年4月藤橋村に合併、2005年藤橋村をふくむ揖斐郡内6町村が合併し、現在の揖斐川町になった。

る調査がおこなわれた。その後、水資源開発促進法による水資源開発公団（2003年より独立行政法人水資源機構）の管理となり、2008年揖斐川の治水と中下流域の利水⁽¹⁴⁾を目的に加えられた多目的ダムとして建設された。

ダム建設は図2のような流れでおこなわれるが、徳山ダムの場合、計画段階では電源開発株式会社が、予備調査からの一時期を建設省が、その後の運用までを水資源開発公団が担った。

図2 ダム建設の流れ



完成後の徳山ダムは、総貯水量6億6000万 m^3 を誇る。ダムの本体部分は、徳山村の山から切り出した⁽¹⁵⁾、およそトラック300万台分もの岩石、土砂等によってつくられている。堤頂の長さは427.1m、新幹線のぞみ16車両がすっぽり入る大きさである。

この巨大なダムの目的は、水資源機構による洪水調整、揖斐川の流水の正常な機能の維持、揖斐川流域の新規利水の確保、水力発電である。しかし、川の最上流部に位置し、すぐ下流に横山ダムが建設されているため、治水効果は人口が集中する中流、下流へいくほど限定的になる。また、利水面でも新たに1日で約30万世帯に水を供給することができるとうたっているが、水需要の減少を受けて、水道・工業用水として使われていないのが現状である⁽¹⁶⁾。さらに発電所はダム完成から1年後に着工、運営開始は2号機が2014年、1号機が2016年であり、発電量も黒部ダムの半分

(14) ダムの目的には渇水対策もふくまれているが、2012年作成の国土交通省の資料によると、1992年から2011年の20年間で上水道について減断水のあった年数は、岐阜県は0年、下流域の濃尾平野も2～3年という数値である。(国土交通省水資源部調べ「過去の渇水状況」による。http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kassui/pdf/kassui_joukyou_h24.pdf。)

(15) ダムをつくる際に岩石や粘土を採取した山は、それぞれ岩石山、コア山(粘土はダムのコア部分に使われたため)と呼ばれ、現在もダムサイトから望むことができる。これは、水資源開発機構による表土里帰りプロジェクトで、山を覆っていた表土を一度近隣に移し、切り出したあとの山に再度盛り、そこに植樹をしているためである。

(16) 独立行政法人水資源開発機構徳山ダム管理所のサイトでは、「岐阜県・愛知県・名古屋市の水道用水として最大4.5立方メートル/秒、岐阜県・名古屋市の工業用水として最大2.1立方メートル/秒が取水できます」とあるが、名古屋市は96年水利権の半分以上を返上している。

に満たない⁽¹⁷⁾。

徳山村にダム建設計画が立ってからダム完成までの経緯を簡単にまとめた年表が表3である。

表3 徳山ダム簡易年表

年代	できごと
1957年 ごろから	ダム計画（当初発電用） →徳山村ではダム反対決議 →予備調査日常化→ダム計画進まず（1963年電力安定供給開始）
1969年	徳山村から県へ要望書提出（「調査のみで12年たつが、どうなっているのか」）
1971年	建設省より徳山ダム計画概要提示，建設省／徳山村間で確認書取り交わし，調印→実施計画調査開始
1974年	水資源開発公団／徳山村間で基本協定書締結
1976年	事業実施計画認可（建設着手）
1986年	水資源開発公団／徳山村間，公共補償協定締結
1987年	徳山村廃村
1995年	大垣市で徳山ダム建設中止を求める会発足
1999年	求める会岐阜地裁に提訴，徳山ダム事業認定取消訴訟（被告：国・岐阜県），徳山ダム公金支出差止訴訟（被告：岐阜県）
2006年	試験湛水開始
2007年	求める会2訴訟，最高裁上告棄却（原告敗訴）
2008年	ダム運用開始
2016年	徳山水力発電所1号機運転開始（2号機は2014年から）

1957年12月10日に電源開発株式会社が揖斐川上流区域を調査区域に指定，翌58年3月4日同社が岐阜県知事に対し土地立入，竹木伐採許可申請をおこなう。記録に残る徳山ダム建設計画はこれが端緒となるが，調査区域指定に先立ち電源開発会社関係者により現地の事前調査，試験掘り工事がおこなわれていた。それに対し，1957年11月7日付で徳山村村議会は全会一致でダム反対決議をだしている。しかし，たび重なる自然災害，過疎化の進行，継続する予備調査などの影響により，1969年には徳山村から県に対し「徳山ダムに関する要望書 徳山ダム建設問題について」⁽¹⁸⁾が提出される。1957年から70年ごろまで，調査はおこなわれるも，実質的なダム建設にはいたっていなかったからである。

この背景として，急激な人口の変化，高度経済成長期による生活スタイルと水需要の変化，水害被害の増加があげられる。当時，全国的に農村の人口が増加しており，徳山村も例外ではなく，国勢調査では1960年がピークで2,294人，482戸という数値になっている。これは1945年以降の引揚者等の帰還によるもので，若年人口が増えていた。さらに58年に徳山村では電力の安定供給が

(17) 黒部ダムはダム水路式で発電量33万5000kWに対し，徳山ダムは1号機ダム水路式で13万9000kW，2号機はダム式2万4300kW（最大発電量計16万1900kW）。

(18) 徳山村村長および村議会議長より岐阜県知事平野三郎宛。『徳山ダムの記録』pp.145-147参照（資料ID：0010-B-0009-4）。

開始され、テレビなどの電化製品が入ってきたことで現金収入が必要とされ、若年層から村の変化が求められていたという。

ところが、時を同じくして池田内閣の所得倍増計画が表明され、働き手は都市部に賃金労働を求めて移住、農村部は一転、著しく過疎が進行することになった。さらに54、56年の大火⁽¹⁹⁾、62、63年の豪雪、65年の集中豪雨と、徳山村はくり返し災害の被害を受けた。加えて59年の伊勢湾台風により下流域が甚大な被害を受けたため、この時期、濃尾平野都市部の利水・治水の課題解決は急務であった。

結果、予備調査のみで休止状態だったダム建設事業が動きだし、1971年に事業が建設省に移ったタイミングで実施計画調査が開始、ダム建設事業所も揖斐川町につくられた。さらに73年木曾川水系における水資源開発基本計画の全部変更（木曾川フルプラン）がおこなわれ、徳山ダムがこの木曾川フルプランに組み込まれる。76年事業実施計画が認可、83年一般補償基準の妥結調印、86年に公共補償協定締結と事業計画は進んでいった。

3 徳山ダム建設の背景——消えたふるさと徳山村

図3 本郷地区移転前、移転後の写真

（被告側証拠として提出された「旧徳山村8地区移転状況」より。資料ID：0010-P-0015-9）

徳山（本郷）地区



（移転前：昭和53年10月）



（移転後：平成14年4月）

徳山ダム建設によって1村8集落⁽²⁰⁾が水底に消えた。旧徳山村である。

岐阜県の西北部、福井県との県境、揖斐川の最上流域に位置し、標高は約300m。総面積は253.56km²。9割以上が山林であり、水没地域は5%。ただし、そのすべてが生活領域と重なったため、全集落移転、廃村となった。

在りし日の徳山村は、縄文時代から人の暮らしていた痕跡が残り、農林業を中心に豊かな自然の恵みを受け、自給自足で暮らしてきた。限られた土地で米を育てながら、揖斐川の清流ではイワナ、アマゴが育ち、ワサビ田がつくられた。山からは栃の木を伐り出し、栃板にして歩荷で担いで岐阜、福井、滋賀などへ売りにでていた。

集落は、揖斐川本流沿いに本郷（徳山）・下開田・上開田・山手・^{はげほら}櫛原・塚の6集落。支流（西谷川）沿いに^{とにゅう}戸入、^{かどにゅう}門入の2集落。本郷が村の中心であり、

(19) 『徳山村史』によると、1954年5月13日の火事による本郷全焼、1956年7月17日の門入大火（部落35戸中24戸全焼）と2回の大火災が起きている。

(20) 水没したのは正確には本郷（徳山）・下開田・上開田・山手・櫛原・塚・戸入の7集落だが、支流最奥の門入は集落に続く道が水没したため全村移転、藤橋村と合併となった。なお、門入集落の住民も他の集落同様の補償対象となっている。

本郷から橋を渡った向かいにある上開田には、村唯一の中学校があった。本流筋のもっとも下流にあるのが、下開田になる。本流沿い上流の山手、樋原、塚の3集落を「東谷」、支流沿いの門入、戸入を「西谷」と呼んだ。門入は、本郷の村役場から14.1km、本流沿いのもっとも奥にある塚は、役場から7.34kmの距離にある。

人口は、1970年段階で1,585人、476戸。ダム移転の際、最終的な補償対象となったのは、本郷147戸、下開田46戸、上開田47戸、山手40戸、樋原59戸、塚31戸、戸入62戸、門入34戸の計466戸⁽²¹⁾。人口比率は、70歳以上が約1割を占めており、15歳から30歳までの青年層が少ない。これは、徳山村には高校がなかったため、高校進学年齢から学習や就職のために都市部へ人口が流出していたことが理由である。

県庁所在地である岐阜市から約60km、冬になれば豪雪にとざされる峠越えの道の先にある徳山村は、廃村までゆれつづけた。当時の様子を「徳山のカメラばあちゃん」と呼ばれた増山たづ子⁽²²⁾氏は、つぎのように語っている。

「昭和58年（1983年）4月は、徳山村最後（ミナシマイ）の村長選・村議選になった。ダム建設慎重派と促進派に分かれて大変だった。昭和32年（1957年）から今年がダムになる、来年はもう村におれなくなると、蛇の半殺しのような長い歳月を過ごした。あまりにも延び延びになったので、村民はクタクタに疲れ果てていた。」

（「むらを二分したダム建設」『増山たづ子徳山村写真全記録』影書房、1997年）

また、増山氏の甥で映画『ふるさと』⁽²³⁾の原作者であり戸入分校の教師だった平方浩介氏は、2006年に放送された『東海テレビ開局50周年記念作品 時代の肖像 Special 2』のなかで、永六輔のインタビューに対して、つぎのように答えている。

平方「（徳山は）捨てられた故郷ですから。捨てなきゃならない故郷ですから。もう捨てなきゃならないというふう考えたんですね。」

永「賛成派と反対派と静観派に分かれるケースがありますが、徳山はわかりました？」

平方「いいえ、全員賛成。反対派はいなかった。僕もあさはかながら賛成の空気にぐーっと押し流された。永さんはご存知だと思いますが、過疎の嵐という言葉、（ダム計画がもちあ

(21) 水資源開発公団作成パンフレット「人の暮らしをささえる徳山ダム」（資料ID：0010-P-0017-3）。

(22) 増山たづ子（1917-2006）：戸入出身で宿屋を営んでいた。映画『ふるさと』の原作者で分校の教師だった平方浩介は甥。戦争から帰らぬ夫にダムに沈む前の徳山村の風景を伝えようとピッカリコニカで1977年より撮影をはじめ。写した写真は10万枚を超え、在りし日の徳山と移住したのちの人々の姿を伝えている。出版された写真集に『故郷——私の徳山村写真日記』（じゃこめてい出版、1983）、『ふるさとの転居通知』（情報センター出版局、1985）、『ありがとう徳山村——増山たづ子写真集』（影書房、1987）、『増山たづ子徳山村写真全記録』（影書房、1997）などがある。また、宿屋として全国から人々が訪れた旧増山宅は、岐阜ファミリーパークに「徳山の家」として移築されている。

(23) 1983年公開、神山征二郎監督、加藤嘉主演の映画。平方浩介氏の原作『じいと山のコボたち』をもとに、徳山村を舞台にダム建設により故郷を追われる村人の哀しみを描いた。映画は徳山村で撮影され、増山氏ら村民もエキストラとして登場している。

がったのは) ちょうどあの過疎の嵐が吹きまくった時代, 昭和 32 年なんです。よその村は, ただで出ていかなければならないのに, 支度金までだしてくれる。こんなありがたい話はない。文字通りの徳の山だ, などと言って, 反対する者はだれもいなかったですよ。」⁽²⁴⁾

村人たちの実感としては, このような思いだったのだろう。結果, 補償を求める条件闘争はおこなわれたが, 大規模な反対運動は目に見えず, 「沈みゆく村」「やがて消えるふるさと」といったノスタルジックで情緒的なあつかいで徳山村はメディアにたびたびとりあげられた。

そして 1987 年 3 月 31 日をもって, 徳山村は隣村の藤橋村に合併となり, 藤橋村も 2005 年周辺村町と合併し, 現在は揖斐川町の一部となっている。こうして, 徳山村は日本地図から消えた。

4 徳山ダム建設反対運動と記録

(1) ダム建設反対運動と裁判

徳山村で目立った反対運動が起こらなかったとはいえ, 徳山ダム建設は順調に進んだわけではない。そもそも 1987 年の廃村までにすでに計画から 30 年が経過している⁽²⁵⁾。村から住民が去り工事が進みはじめてから数年後, 1994 年のアメリカの脱ダム宣言⁽²⁶⁾や環境問題への関心の高まりにより, 日本でもダム見直しの議論が起こる。

建設省が全国 11 のダムや河口堰事業の見直しをおこない, 再評価する制度をはじめたことで, 徳山ダム建設事業審議委員会が設置された。委員会の設置と第 1 回会合 (95 年 12 月 20 日) 後に「揖斐川流域住民は, 一人残らず, 徳山ダム建設の推進だ」という話にされてはたまらない⁽²⁷⁾と揖斐川中流域の大垣市民 4 人が駅前でもら配りをした 1995 年 12 月 25 日, 「徳山ダム建設中止を求める会」が立ちあがった。ダムは揖斐川最上流部に建設されるが, ダムの影響を受ける中流, 下流域の当事者である自分たちが, 審議会が設置されたいま反対の声をあげたいと代表の上田武夫氏, 事務局長の近藤正尚氏, 近藤ゆり子氏らを中心に結成されたのである。

徳山ダム建設中止を求める会事務局長の近藤ゆり子氏は, 自身のブログで会結成のきっかけを「『建設省が (口先だろうとなんだらうと) 『中止も含めて見直す』と言っているのに, 流域の私たちが声を上げなければ『揖斐川流域住民はすべて徳山ダム建設を望んでいた』と歴史に刻印されてしまう。それは耐え難い』と思った⁽²⁸⁾』と書いている。

(24) 「東海テレビ開局 50 周年記念作品 時代の肖像 Special 2」より筆者による書き起こし。なお () 内は追記した。

(25) 浜本篤史「戦後日本におけるダム事業の社会的影響モデル——被害構造論からの応用」(『環境社会学研究』21, 環境社会学会, 2015 年, pp.5-21) によると, 「70 年代までは正式着手から 10 年以内に竣工することが多いが, 80 年代以降は 10 ~ 20 年以上に及ぶことが常態化している」とある。

(26) 1994 年の当時のアメリカ開墾局総裁のダニエル・ピアード氏がダムによる財政負担を理由に「アメリカのダム建設の時代は終わった」として「アメリカは新たなダムは造らない」と宣言した。これ以降, アメリカでは「ダムネーション」と呼ばれるダムの取り壊し作業が進められ 1999 年から 2019 年の 20 年間で, 不要となった約 1,200 基のダムが取り壊された。日本でも, 球磨川水系の荒瀬ダム (熊本県・八代市) が 2018 年にはじめて撤去された。

(27) 徳山ダム建設中止を求める会通信「やめよ! 徳山ダム」No.87, 2010 年 10 月 13 日発行ほか参照。

(28) 徳山ダム建設中止を求める会事務局長ブログ 2008 年 12 月 30 日付記事 (<https://tokuyamad.exblog.jp/i3/3/>)。

求める会は、立ち上げ当初より、同じ木曾川水系の長良川にすでに建設された河口堰の開発水すら使う見込みがないと主張し、徳山ダムの利水、治水両面の必要性に疑問を投げかけた。以降、求める会は徳山ダム建設反対運動にとどまらず、木曾川水系全体の環境保全運動を展開していくことになる。

1999年3月、近藤氏ら求める会のメンバーは、徳山ダムをめぐる行政訴訟と住民訴訟を起こす。行政訴訟は、旧徳山村の土地の権利を取得し、その権利者が原告となり国の行政認定処分（土地収用法にもとづいたダム建設にかかわる事業認定および土地収用自体）の取り消しを求めたもの⁽²⁹⁾で、被告は建設大臣（2001年1月より国土交通大臣）、岐阜県である。住民訴訟は、岐阜県民が原告となり、徳山ダム建設事業費負担金（工業用水分）を県の一般会計から支出するのは地方財政法違反であるとして岐阜県を訴えた、公金支出差止訴訟である（表4）。

表4 訴訟概要

	行政訴訟	住民訴訟
概要	行政認定処分取消訴訟	公金支出差止訴訟
原告	近藤ゆり子ら56名	上田武夫ら42名
被告	国（建設大臣、のち国土交通大臣） 岐阜県	岐阜県
訴訟開始日	1999年3月16日	1999年3月1日
原告の主張	旧徳山村の土地の権利を取得し、その権利者が原告となり国の行政認定処分の取り消しを求めた	水需要が減るなか徳山ダム工業用水負担金を県の一般会計から支出するのは地方財政法違反であるとして岐阜県を訴えた
被告の主張	徳山ダム建設にかかわる手続きは妥当であり、建設により公共的価値を持つ	会計支出に違法性はなく、水需要の予測にも問題はない
地裁判決	2003年12月26日 原告の訴えを却下する	2003年12月26日 原告の訴えを却下する
高裁判決	2006年7月6日 控訴棄却	2006年8月31日 控訴棄却
最高裁判決	2007年2月22日 上告棄却	2007年11月30日 上告棄却

(2) 裁判資料の作成プロセス

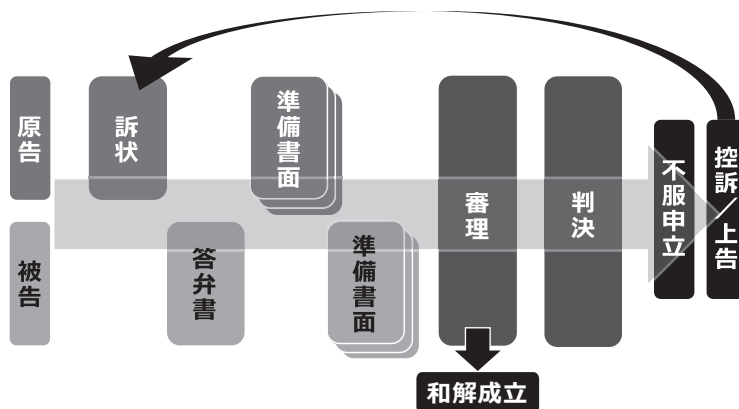
民事裁判は、一般的に次頁図4のように進行し、この流れにしたがって文書が作成される。

まず原告より①訴状が裁判所に送られる。この裁判の場合、原告の主たる訴えである「徳山ダム建設にかかわる事業認定取消」や「建設費を公金から支出することの差止」を求めるものである。付随して、この訴えの正当性の根拠として、徳山ダムの概要や徳山村の歴史、ダム建設により破壊される自然環境など前提となる情報がまとめられている。

原告から訴えられたことで、被告から②答弁書がだされる。これは、原告の訴えに対する被告側の意見で、原告の訴えについての認否が書かれている。その後、原告、被告の双方が互いの主張の論拠を示すために③準備書面が作成される。これをもとにして、裁判官が審理をおこなう。この準

(29) 行政訴訟は、実際には「平成11年（行ウ）第6号事業認定取消請求事件」（甲事件 ダム建設にかかわる事業認定の取消）と「平成13年（行ウ）第11号収用裁決取消請求事件」（乙事件 土地収用裁決取消）の2つの裁判が1つの審理としてあつかわれたものであるが、煩雑になるため「行政訴訟」としてまとめて表現している。

図4 裁判の流れ



備書面は、自らの主張をおこなうとともに、相手からの疑義へ対応する論拠を示すためにも、もちいられる。互いの主張がもっとも詳細に記録されている文書であり、主張と反論をくり返すため、審理に必要な回数だけ作成される。

準備書面とともに、自らの主張の正しさを裏付ける証拠が提出される。これが④書証（証拠書類）である。原告側が提出した証拠を「甲号証」、被告側が提出したものを「乙号証」と呼び、参考人など（本裁判の場合は建設主体である水資源機構等）が提出したものを「丙号証」と呼ぶ。

書面によって互いの主張が出揃い、審理がつくされたのちに⑤判決となる⁽³⁰⁾。判決文は、主文言い渡し（敗訴の場合「原告らの請求をいずれも棄却する」）からはじまり、訴状、答弁書および準備書面で争われた争点をまとめ、それらに対する審理の結果を示している。

裁判の結果に不服なときは、上位の裁判所に控訴、上告ができる。このとき、⑥控訴状が作成され、その後、控訴審の第1準備書面（控訴理由書）が作成されることになる。最高裁まで進んだ場合は、同様に上告、上告理由書が作成される。

⑦その他、この裁判過程のなかで作成、収集される記録として、弁護士と原告との相談内容のメモや証拠のために収集された論文、審理の結果を周知する広報誌、会報などがあげられる。

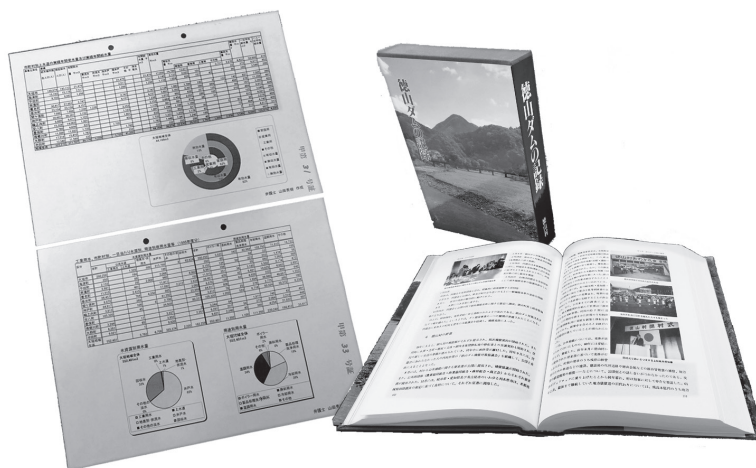
こうした多くの資料が必要とされることから、日本の民事訴訟の特徴の1つは、書面を重視する手続きと言える。そのため、民事訴訟であつかわれる環境問題にかかわる訴訟や公害裁判などは、原告、被告双方の主張が記録に残りやすい。もちろん、裁判記録に残される焦点は、運動のごく一部であるため、それだけで運動団体のすべてを語る記録とは言えないが、反面、表にでにくい被告企業側の主張が一部でも公開される書面に残ることは評価すべき点である。

環境アーカイブズ所蔵の資料群は、原告側の記録には論文や水需要の分析、ダム建設費と他の治水工事費の比較分析など、数値にもとづく書面が多い。対して、被告側は広報資料や環境調査結果などビジュアル面で充実したものが多く、質と量の双方でダム建設のためにいかに膨大な資料作成費が投じられているのかよくわかる結果となっている。

(30) 日本の裁判の場合、審理の途中で裁判官から和解を提案され訴訟が終了することがある。和解成立の場合、和解調書（和解内容をまとめたもの）を裁判所が作成する。

図5 原告側の証拠として提出された水量のデータと
被告側証拠として提出された『徳山ダムの記録』

(左・原告側資料 ID : 0010-P-0005-41,43, 右・被告側資料 ID : 0010-B-0009-4)



(3) 徳山ダム建設反対運動裁判資料

では、徳山ダム反対運動裁判の経過とともに具体的にどのような記録が作成されたのかを2つの訴訟の展開とともに見ていきたい。

1999年3月1日に公金支出差止訴訟（住民訴訟）が提訴され、16日に事業認定取消訴訟（行政訴訟）が提訴された。間の3月14日に徳山ダム裁判原告団結成集会在開かれている。

提訴日に訴状が岐阜地裁に送られている。住民訴訟、行政訴訟ともに根幹となる訴えは公共性を失った徳山ダム建設計画を取りやめよという趣旨である。住民訴訟では、徳山ダムの工業用水負担金（徳山ダム建設費の一部）の支出を岐阜県が支出することを取りやめるよう公金支出差止を求めている。行政訴訟では、土地収用法による事業認定の取り消しを求めた。これは、旧徳山村の土地の一部がダム建設のために土地収用法にもとづいて取得されたことに対して、土地収用法が適用される要件にあてはまらない、すなわち徳山ダム建設は適正かつ合理的な公益上の必要がないとして、事業認定自体の取り消しを求めたのである。

両裁判とも、徳山ダムの建設中止のために提起され、徳山ダムの水は使い途がなく、建設費の負担だけが残る、流域の住民にとって利益がないという主張をおこなった。それに対し、被告となった国、県、水資源機構は、ダムを建設することは公益性があると主張した。

原告側は、求める会会長らの意見陳述書、弁護士ら作成の水需要の実績値と公団の予測を比較したグラフ・図表類、在間弁護士の書いた意見書等をそろえ、提出した。行政訴訟で原告側が地裁に提出した証拠は122号までであった。

対して、被告側の証拠としては、水資源開発公団（現水資源機構）が作成したパンフレットや藤橋村作成の『徳山ダムの記録』と題した大判の書籍などの広報資料、大垣市議会で決議された「徳

図6 原告側の証拠の1号は原告資格を示す土地台帳 122号は専門家による意見書だった
 (資料ID: 0010-P-0005-2 甲第1号証, 0010-P-0008-15 甲122号証)



山ダムの早期完成に関する決議」(1999年9月21日)などがふくまれる。乙号証は248号証まであり、原告からの問題提起に真っ向から反証している。

このほかに、争点をまとめた準備書面や証拠説明、証人調書などが作成されるため、裁判資料は山田氏寄贈分(0010)で1,213点、在間氏寄贈分(0011)で184点となっている。

原告側は行政訴訟の最終準備書面で次のように主張している。

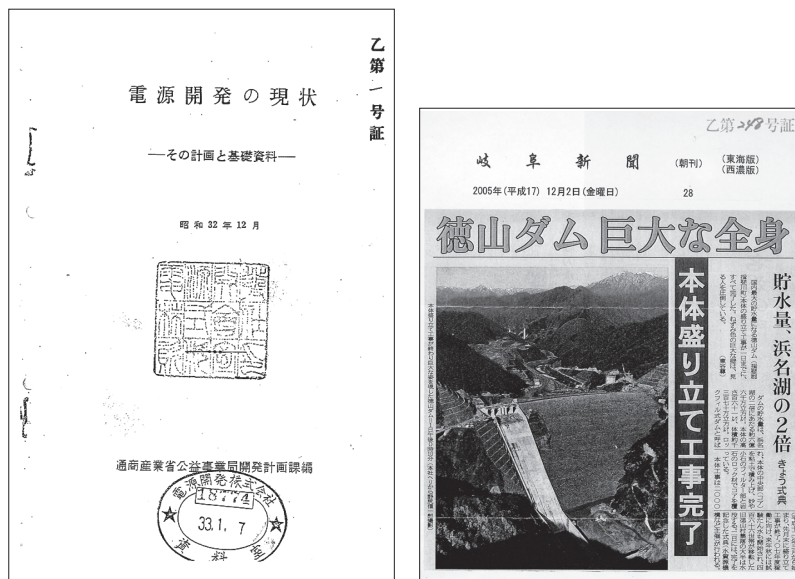
「徳山ダムの建設を中止、それも早期に中止することは、徳山ダム集水域の自然環境の保全のため必要なことはもちろんであるが、その前に、岐阜県、愛知県、名古屋市の財政を過酷な不良債権や破綻から救うために必要である。これは今すぐにしなければならない。本件で、原告らが徳山ダムによる新規利水開発の必要性に審理を集中して早期の審理・判決を求めているのはそのためである。徳山ダムのように、開発水に需要が全くないものは、岐阜県、愛知県、名古屋市においては、地方公営企業としての水道事業や工業用水道事業の破綻を引き起こす。結局、一般会計から使用されるあてのない水のために税金が注入されるだけである。徳山ダムの建設を、建設早期の現段階で中止することは、岐阜県、愛知県、名古屋市を、これ以上の無駄かつ過酷な費用負担から解放し、不良債務と不良資産による財政破綻から救うために必要なことである。」(資料ID: 0010-P-0021-2「最終準備書面」)

原告は、ダム建設はふるさとを消し去り、環境を破壊するのみならず、地方行政の財政にも切迫した危機を与える公益性の低い事業だという見解を裁判という公の場で主張したのである。

それに対し、被告側は「事業認定は適法であり、水需要の予測も合理的であり、ダム建設により失われる利益(環境破壊、埋蔵文化財への影響)よりダム建設による公益(利水、治水、発電)の方が大きい」と主張。

住民訴訟でも原告側の主張「ダム建設費が一般会計から公団に支払われているのは違法である」

図7 被告側の証拠第1号として提出された1957年12月通産省作成の「電源開発の現状」
248号は本体盛り立て工事完了を知らせる『岐阜新聞』の切抜だった
(資料ID: 0010-P-0009-2乙第1号証, 0010-P-0017-39乙第248号証)



という主張に対し、被告側は「(徳山ダム建設にかかわる)負担金支出は一般会計予算に計上され、予算審議の場で公開されており、適法である」と主張した。結果、両訴訟ともに、裁判官の判断は、「原告らの請求をいずれも棄却する」だった。

行政訴訟、住民訴訟ともに2003年12月に地裁判決がくだるが、ともに敗訴。控訴、上告をおこなうも、2007年に上告棄却により原告敗訴が確定する。

環境アーカイブズ所蔵資料の作成は、この上告棄却とともに終了する。しかし、求める会は、その後も徳山ダム反対運動とそれに付随して計画された徳山導水路計画反対運動を継続した。2011年末、徳山ダムが竣工し、運用が進むなかで求める会の活動は「休会」となったが、休会をつけるニューズレター「やめよ！徳山ダム」No.92(2012年1月11日発行)では、「ダム建設の一番の目的は、『利水』にありました。そこへ『水あまり』問題が持ち上がり紛糾しました。私たちは弁護士団を結成し、利水の実績を巡って精緻な資料を提示して、明快な論証のもとに『水需要予測』の検証を法廷で求めました。しかし、裁定にあたって、その論証は取り上げられず、将来の『水需要』に大きな禍根を残す結果となりました⁽³¹⁾」と書いている。

裁判は敗訴したが、証拠として提出した水需要予測や治水効果のデータが消えるわけではない。2020年、当時「予測」していた年月を超えたいまこそ資料を見ることで、原告、被告の双方の水需要「予測」の数値を見直し、ダムの必要性を再検証することができるのである。

(31) 徳山ダム建設中止を求める会サイトより (<http://www.tokuyamadam-chushi.net/archives/news/0092.pdf>)。

おわりに

裁判の過程を原告、被告両面から追うことができる本資料群は、日本のダム反対闘争の1つを物語る貴重な資料である。とくに2つの裁判が並行しておこなわれ、どちらも地裁、高裁、最高裁まで記録が残っているのは興味深い。公害被害者の運動や環境問題の住民闘争は、多くが裁判を経験している。裁判資料は、裁判所に残り、公開されるのが原則であるが、司法の側では判決のみを保存しているケースが多い。ようやく最高裁の記録の一部が国立公文書館に寄贈される流れが表れはじめているが、いまだ道半ばであり、本資料群のように当事者のもとに残され、社会に広く開かれている社会運動にかかわる裁判資料は少ないのが現状である⁽³²⁾。

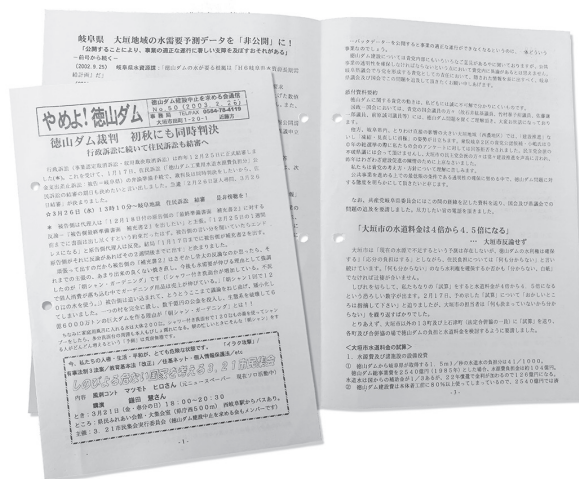
もう1点、裁判資料だけでなく、市民活動のなかで作成、蓄積された団体や個人の資料をともに残していくことが重要である。なぜなら、裁判闘争はあくまで市民運動の活動の一部であり、運動全体のなかで、裁判闘争がどう位置づけられているのか、あるいは、裁判終了後に、どのような活動の展開を迎えたのかを知るためには、やはり活動資料もともになれば、団体の活動を継承していくことができない。

活動資料とは、日々の日報や集会のビラ、ミニコミや近年ではWebのブログなどである。活動の証拠となるこれらの記録は、10年後、20年後に新しい問題につきあたたかたときに、それに立ち向かうための道しるべになってくれる。

市民運動にとって記録とは、自分たちの運動の軌跡である。生みだしているときには、目の前の課題を解決することで手いっぱいであり、あえて記録を残そうという意識はないだろう。しかし、

図8 徳山ダム建設中止を求める会ニュースレター「やめよ！徳山ダム」

(資料ID: 0010-P-0028-58)



(32) 公害被害者が自身の記録を残している公害資料館ネットワーク所属の一部（あおぞら財団等）では、裁判記録も公開しているところがある。くわしくは各資料館のサイト等を参照（<http://kougai.info/>）。

活動の結果として残った文書には、意思決定のプロセスや活動の課題、行政交渉の乗り越えかたなどが示されている。蓄積された記録は、引き継がれた運動、新たに起こった市民運動が活用するためのとてもよい教科書になる。失敗の記録も重要だ。なぜ国に負けたのか、それを積み重ね検証することで、つぎの運動は打ち勝つことができるようになるかもしれない。

公文書と違い、市民運動や企業活動には記録を残す義務はない。しかし、積み重ねられた記録から私たちは学ぶことができる。環境アーカイブズは、学びを継承するための場である。いま闘っている活動家、研究者に記録をつなげることが役目である。今回は、この社会的要請に応じていくために、環境アーカイブズが所蔵する「0010, 11 徳山ダム建設反対運動資料」の紹介をおこなった。ダム問題の喫緊の課題は、石木ダム建設計画をどう止めるかにある。不必要なダム建設における土地収用法の問題提起を徳山ダム建設反対を求める会は裁判でおこなっている。ぜひ一読して、現在と未来の課題解決の一助としていただきたい。

（かわた・きょうこ 法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ アーキビスト）

【参考文献】

- 近藤ゆり子『徳山ダム導水路はいらない!』風媒社, 2009年
天野礼子『ダムと日本』岩波新書, 2001年
今本博健+『週刊SPA!』ダム取材班『ダムが国を滅ぼす』扶桑社, 2010年
江森陽弘『ダムに沈んだ村』近代文芸社, 1997年
大西暢夫『水になった村——ダムに沈む村に生き続けたジジババたちの物語』情報センター出版局, 2008年
大西暢夫写真・文『ホハレ峠——ダムに沈んだ徳山村百年の軌跡』彩流社, 2020年
公共事業チェック機構を実現する議員の会編『アメリカはなぜダム開発をやめたのか』築地書館, 1996年
徳山村史編集委員会『徳山村史』岐阜県揖斐郡徳山村役場, 1973年
徳山村の自然と歴史と文化を語る集い編『徳山村——その自然と歴史と文化』マイタウン, 1984年
徳山村の自然と歴史と文化を語る集い編『徳山村——その自然と歴史と文化2』マイタウン, 1985年
増山たづ子『徳山村写真全記録』影書房, 1997年
豊田高司編『にっぽんダム物語』山海堂, 2006年

雑誌・論文

- 「特集1 ダム建設の是非を考える」『都市問題』第100巻, 第12号, 2009年12月号
嶋津暉之「時代錯誤の予測で進む徳山ダムの建設」『技術と人間』2004年5月号
近藤ゆり子ほか「(連載) 徳山ダム問題を考える (1) ~最終回 (7)」『技術と人間』1998年3月号~1998年12月号
坂口大史, 喜多川啓介, 坂井文也「徳山ダム建設による住民地移転期における旧徳山村民の想いの変容」『日本建築学会技術報告集』第21巻, 第49号, 2015年10月
芳賀泰平, 川崎昭如, 池内幸司「水資源開発をめぐる反対運動における争点の変遷と社会情勢との関連の分析」『水文・水資源学会誌』vol.31, No.5, 2018年
浜本篤史「公共事業見直しと立ち退き移転者の精神的被害——岐阜県・徳山ダム計画の事例より」『環境社会学研究7』2001年
横山隆一「水資源開発公団による「徳山ダム予定地の大型猛禽類調査」を検討する」『技術と人間』2000年3月号

映像資料

- 「水になった村」大西暢夫監督・撮影, 2007年
「ふるさと」神山征二郎監督, 1983年